

令和7年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第18号	宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の退職手当に関する条例	1
議案第19号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて	集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例	5
		宇治市職員の給与に関する条例	6
		宇治市職員の退職手当に関する条例	8
		宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	12
		宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	13

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第19号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて	宇治市ラブホテル建築等規制条例	14
		宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例	15
		宇治市暴力団排除条例	16
		宇治市いじめ調査委員会設置条例	17
		宇治市いじめ再調査委員会設置条例	18
		宇治市行政不服審査会設置条例	19
		宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例	20
		宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例	21

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第20号	宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	22
議案第21号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	23
議案第22号	宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市公共下水道条例	115
議案第24号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	116

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第25号	宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例	117
議案第26号	宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市介護保険条例	120
議案第27号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	121
議案第28号	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例	129

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第29号	宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立学校設置に関する条例	130

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条（略） （失業者の退職手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 職業_____に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める_____日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>	<p>第1条～第9条（略） （失業者の退職手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>12・13（略）</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>第11条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学</p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>15～17 (略)</p> <p>第11条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表__の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>8 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げ</p>	<p>法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>8 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によつて引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げ</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p> <p>13～18 (略)</p>	<p>る者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p> <p>13～18 (略)</p>

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件<u>または同条第3項の規定に違反して行なわれた集会、集団行進</u>または<u>集団示威運動の主催者、指導者</u>または扇動者はこれを1年以下の懲役若しくは禁錮または50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 第2条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第1条の規定、第2条の規定による記載事項、第3条第1項ただし書の規定による条件又は同条第3項の規定に違反して行なわれた集会、集団行進又は 集団示威運動の主催者、指導者又は 扇動者はこれを1年以下の拘禁刑 又は 50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第17条（略） （期末手当の支給制限）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当の支給の一時差止め）</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟</p>	<p>第1条～第17条（略） （期末手当の支給制限）</p> <p>第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>（期末手当の支給の一時差止め）</p> <p>第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第17条の4～第27条 (略)</p>	<p>法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p> <p>第17条の4～第27条 (略)</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後禁錮 以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮 以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 (略)</p>

宇治市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第18条～第20条 (略)</p>

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>	<p>第1条～第5条の2 (略)</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第7条～第9条 (略)</p>

宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p>

宇治市ラブホテル建築等規制条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第6条の規定による中止命令に違反した者又は第7条第2項の規定による改善命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第12条・第13条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第6条の規定による中止命令に違反した者又は第7条第2項の規定による改善命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第12条・第13条 (略)</p>

宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第67条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第68条 第53条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>（罰則）</p> <p>第69条（略）</p> <p>第70条（略）</p>	<p>第1条～第67条（略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第68条 第53条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>（削る。）</p> <p>第69条（略）</p> <p>第70条（略）</p>

宇治市暴力団排除条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第18条（略） （罰則） 第19条 第10条第5項本文の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。 2・3（略） 第20条（略）</p>	<p>第1条～第18条（略） （罰則） 第19条 第10条第5項本文の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。 2・3（略） 第20条（略）</p>

宇治市いじめ調査委員会設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条（略） （罰則） 第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役 又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第1条～第12条（略） （罰則） 第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑 又は500,000円以下の罰金に処する。</p>

宇治市いじめ再調査委員会設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条（略） （罰則） 第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役 又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第1条～第12条（略） （罰則） 第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑 又は500,000円以下の罰金に処する。</p>

宇治市行政不服審査会設置条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条（略） （罰則） 第11条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役 又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第1条～第10条（略） （罰則） 第11条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑 又は500,000円以下の罰金に処する。</p>

宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(宇治市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3～13 (略)</p> <p>14 旧実施機関の職員若しくは職員であつた者又は旧実施機関の職員以外の者で旧実施機関の旧条例第5条第3項第3号に規定する個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが附則第5項の規定に違反したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>15 前項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>16 附則第14項に掲げる者以外の者が同項に掲げる行為をしたときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>17 附則第14項に掲げる者以外の者が附則第15項各号のいずれかに該当するときは、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>18～26 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(宇治市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3～13 (略)</p> <p>14 旧実施機関の職員若しくは職員であつた者又は旧実施機関の職員以外の者で旧実施機関の旧条例第5条第3項第3号に規定する個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが附則第5項の規定に違反したときは、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>15 前項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>16 附則第14項に掲げる者以外の者が同項に掲げる行為をしたときは、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>17 附則第14項に掲げる者以外の者が附則第15項各号のいずれかに該当するときは、6月以下の拘禁刑又は300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>18～26 (略)</p>

宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条（略） （罰則） 第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第1条～第16条（略） （罰則） 第17条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p>

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行				改正案				
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表				別表(第2条関係) 退職報償金支給額表				
階級	勤務年数			階級	勤務年数			
	5年以上10年未満～25年以上30年未満	30年以上	(新設)		5年以上10年未満～25年以上30年未満	30年以上 35年未満	35年以上	
団長	(略)		円 979,000	団長	(略)		円 979,000	円 1,079,000
副団長			909,000	副団長			909,000	1,009,000
分団長			849,000	分団長			849,000	949,000
副分団長			809,000	副分団長			809,000	909,000
部長及び班長			734,000	部長及び班長			734,000	834,000
団員			689,000	団員			689,000	789,000

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する建築基準法(昭和25年法律第201号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の規定に基づく事務の手数料については、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(手数料の種類及び額)</p> <p>第2条 <u>建築基準法の規定に基づく事務の手数料の種類及び額は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務の手数料の種類及び額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務の手数料の種類及び額は、別表第3のとおりとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料のうち、建築関係の事務の手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 <u>建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)の規定に基づく事務については、別表第1に掲げる手数料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)の規定に基づく事務については、別表第2に掲げる手数料を徴収する。</u></p> <p>3 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「都市低炭素化法施行規則」という。)の規定に基づく事務については、別表第3に掲げる手数料を徴収する。</u></p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案																												
<p>4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の規定に基づく事務の手数料の種類及び額は、別表第4のとおりとする。</u></p> <p>第3条（略） （手数料の減免）</p> <p>第4条 市長は、公益上必要があると認める場合、総合的設計による1団地の住宅施設に関する場合又は災害その他特別の理由があると認める場合においては、<u>確認申請手数料、計画通知手数料、完了検査申請手数料、完了検査通知手数料、中間検査申請手数料及び中間検査通知手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省エネ法施行規則」という。)の規定に基づく事務については、別表第4に掲げる手数料を徴収する。</u></p> <p>第3条（略） （手数料の減免）</p> <p>第4条 市長は、公益上必要があると認める場合、総合的設計による1団地の住宅施設に関する場合又は災害その他特別の理由があると認める場合においては、<u>手数料</u> <u>を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手数料の種類</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料</td> <td>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造計算の審査を必要としないもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造計算の審査を必要とする</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類		手数料の額	(1) 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円	の	18,000円		構造計算の審査を必要としないもの			構造計算の審査を必要とする		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">事務</th> <th>手数料の額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 建基法第6条第1項(建基法第8条第1項において準用する場合)</td> <td colspan="3">ア イに掲げる場合以外の場合</td> <td rowspan="2">9,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が30平方メートル以</td> <td>建基法第20条第1項第1号</td> <td>建基令第46条第4項に規定</td> </tr> </tbody> </table>	事務				手数料の額(1件につき)	(1) 建基法第6条第1項(建基法第8条第1項において準用する場合)	ア イに掲げる場合以外の場合			9,800円		床面積の合計が30平方メートル以	建基法第20条第1項第1号	建基令第46条第4項に規定
手数料の種類		手数料の額																											
(1) 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円																											
	の	18,000円																											
	構造計算の審査を必要としないもの																												
	構造計算の審査を必要とする																												
事務				手数料の額(1件につき)																									
(1) 建基法第6条第1項(建基法第8条第1項において準用する場合)	ア イに掲げる場合以外の場合			9,800円																									
	床面積の合計が30平方メートル以	建基法第20条第1項第1号	建基令第46条第4項に規定																										

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案				
	るもの		を含む。)の規定 による建築物に 関する確認の申 請に対する審査 又は建基法第18 条第2項(建基法 第87条第1項に おいて準用する 場合を含む。)の 規定による建築 物に関する計画 の通知に対する 審査	内のもの	から第3	する基準	
床面積の合計	構造計算の審	31,000円			号までに	に適合す	
が30平方メー	査を必要とし				規定する	るかどう	
トルを超え100	ないもの				基準に適	かの審査	
平方メートル	構造計算の審	56,000円			合するか	を必要と	
以内のもの	査を必要とす				どうかの	しないも	
	るもの				審査を必	の	
床面積の合計	構造計算の審	38,000円			要としな	建基令第	17,000円
が100平方メー	査を必要とし				いもの	46条第4	
トルを超え200	ないもの			項に規定			
平方メートル	構造計算の審	65,000円		する基準			
以内のもの	査を必要とす			に適合す			
	るもの			るかどう			
床面積の合計	構造計算の審	60,000円		かの審査			
が200平方メー	査を必要とし			を必要と			
トルを超え500	ないもの			するもの			
平方メートル	構造計算の審	87,000円		建基法第20条第1	19,000円		
以内のもの	査を必要とす			項第1号から第3号			
	るもの			までに規定する基			
床面積の合計が500平方メー		154,000円		準に適合するかど			
トルを超え1,000平方メートル				うかの審査を必要			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	以内のもの			とするもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円		建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円		建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円		建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円		建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	54,000円
(1)の2 構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	床面積が200平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに119,440円(国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号において「認定プ		建基法第20条第1	60,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
		ログラム」という。)を使用する場合は、90,470円)を加算した額			項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの
床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに142,800円(認定プログラムを使用する場合は、102,100円)を加算した額		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	41,000円
床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに166,050円(認定プログラムを使用する場合は、113,830円)を加算した額			建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	
床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに189,410円(認定プログラムを使用する場合は、125,460円)を			建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどう	62,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案			
		加算した額			かの審査 を必要と するもの	
	床面積が2,000平方メートルを 超え10,000平方メートル以内 のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに 226,330円(認定プロ グラムを使用する場 合は、142,390円)を 加算した額		建基法第20条第1 項第1号から第3号 までに規定する基 準に適合するかど うかの審査を必要 とするもの		69,000円
	床面積が10,000平方メートル を超え50,000平方メートル以 内のもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに 300,590円(認定プロ グラムを使用する場 合は、179,520円)を 加算した額	床面積の合 計が200平 方メートル を超え300 平方メー トル以内 のもの	建基法第 20条第1 項第1号 から第3 号までに 規定する 基準に適 合するか どうかの 審査を必 要としな いもの	建基令第 46条第4 項に規定 する基準 に適合す るかどう かの審査 を必要と しないも の	68,000円
	床面積が50,000平方メートル を超えるもの	前号に規定する額 に、1の建築物ごとに 552,120円(認定プロ グラムを使用する場 合は、303,550円)を 加算した額				
(2) 建築設備に関 する確認申請手	建築設備を設置する場合(次に 掲げる場合を除く。)	23,000円			建基令第 46条第4	84,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
敷料又は計画通知手数料	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	16,000円			項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの
(3) 工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	工作物を築造する場合(次に掲げる場合を除く。) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	37,000円 26,000円			建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの
(4) 建築物に関する完了検査申請手数料又は完了検査通知手数料(第7号に規定するものを除く。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円			床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	37,000円			
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	42,000円			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	67,000円			
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル	120,000円			
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル
					94,000円
					94,000円
					166,000円
					227,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	以内のもの		以内のもの
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	179,000円	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル
	以内のもの		以内のもの
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	273,000円	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	以内のもの		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	384,000円	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	478,000円	イ 省エネ法施行規則第2条第1項に規定する特定建築行為(同項第1号の特定建築行為に限る。)に係る審査(建築物エネルギー消費性能適合性判定(省エネ法第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下同じ。)における適合性審査を除く。)を要する場合は、アに掲げる事務に応じて定める額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額を加算した額
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	893,000円	
(5)	建築設備に関する完了検査申請手数料又は完了検査通知手数料	31,000円	
(6)	工作物に関する完了検査申請手数料又は完了検査通知手数料	38,000円	
(7)	特定工程に係る建築物に関する	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
完了検査申請 手数料又は完了 検査通知手数料	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	36,000円	(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円	床面積が200平方メートル以内のもの
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	65,000円	床面積が200平方メートルを超えるもの
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	118,000円	(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	169,000円	床面積が300平方メートル以内のもの
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	263,000円	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	374,000円	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
			床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
			床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	468,000円		内のもの 床面積が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	330,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	883,000円		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	631,000円
(8) 削除					
(9) 建築物に関する中間検査申請手数料又は中間検査通知手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円	(2) 建基法第6条の3第1項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する建築物に関する審査	床面積が200平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに125,410円(建基法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この号において「認定プログラム」という。)を使用する場合は、94,990円)を加算した額
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	35,000円			
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	39,000円			
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	56,000円			
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	104,000円			
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	165,000円			
				床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに149,940円(認定プロ

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	トルを超え2,000平方メートル以内のもの		グラムを使用する場合は、107,200円)を加算した額
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	231,000円	前号に規定する額に、1の建築物ごとに
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	268,000円	174,350円(認定プログラムを使用する場合は、119,520円)を加算した額
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	433,000円	前号に規定する額に、1の建築物ごとに
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	757,000円	198,880円(認定プログラムを使用する場合は、131,730円)を加算した額
(10)	削除		
(11)	建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円	
(12)	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円	前号に規定する額に、1の建築物ごとに
(13)	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円	237,640円(認定プログラムを使用する場合は、149,500円)を加算した額
(14)	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	33,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
(15) 道路内における建築認定申請手数料		27,000円		
(16) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		160,000円		
(17) 壁面線外における建築許可申請手数料		160,000円		
(18) 用途地域における建築等特例許可申請手数料	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	120,000円	床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに315,610円(認定プログラムを使用する場合は、188,490円)を加算した額
	利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	160,000円	床面積が50,000平方メートルを超えるもの	前号に規定する額に、1の建築物ごとに579,720円(認定プログラムを使用する場合は、318,720円)を加算した額
	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	180,000円		
(19) 特殊建築物等敷地許可申請手数料		160,000円	(3) 建基法第87条の4において準用する建基法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請に対する審査又は建基法第87条の4において	建築設備を設置する場合(次に掲げる場合を除く。)
(20) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料		160,000円		23,000円
(21) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		33,000円		
(22) 建築物の敷地面積の許可申請手数料		160,000円		
(23) 建築物の高さの特例認定申請手数料		27,000円		
(24) 建築物の高さの許可申請手数料		160,000円		
(25) 日影による建築物の高さの特例許可申請手		160,000円		16,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
数料		て準用する建基 法第18条第2項 の規定による建 築設備に関する 計画の通知に対 する審査		
(26) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに關する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円			
(27) 高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円	(4) 建基法第88条	工作物を築造する場合(次に掲げる場合を除く。)	37,000円
(28) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円	第1項若しくは第2項において準用する建基法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第2項の規定による	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	26,000円
(29) 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料	160,000円			
(30) 地区計画の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円			
(31) 地区計画の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円			
(32) 住宅地高度利用地区計画の区域における建	27,000円			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		計画の通知に対する審査	
(33) 住宅地高度利用地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円	(5) 建基法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了の通知に対する検査(第8号に規定するものを除く。)	ア イに掲げる場合以外の場合
(34) 再開発地区計画の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円		床面積の合計が30平方メートル以内のもの 18,000円
(35) 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000円		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 37,000円
(36) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	160,000円		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 42,000円
(37) 仮設興行場	仮設期間が3月以内である場合 60,000円		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 67,000円
等建築許可申請手数料	仮設期間が3月を超える場合 120,000円 (仮設期間が1年を超える場合にあっては、次に掲げる場合を除く。)		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 120,000円
	仮設期間が1年を超える場合 160,000円 (国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の)		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 179,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以内のもの 273,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)			トルを超え5,000平方メートル以内のもの	
(38) 総合的設計	建築物の数が2である場合	78,000円		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	384,000円
による1団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	478,000円
(39) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合	78,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	893,000円
	建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		イ 省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了検査を要する場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(エ)までに定める額((ア)から(エ)までの複数の区分に該当する部分がある場合はそれぞれの区分に応じた額を合算した額)を加算した額	
(40) 同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合	78,000円		(ア) 一戸建ての住宅の住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業	
	建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
		を加算した額	
(41) 複数建築物の認定の取消申請手数料		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項の住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計
			200平方メートル以内のもの 8,400円
			200平方メートルを超えるもの 9,200円
(42) 1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		27,000円	(イ) 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計
			300平方メートル以内のもの 17,000円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 53,000円
(43) 建築物等に移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料		27,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 79,000円
(44) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 142,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 242,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円	50,000平方メートルを超えるもの 426,000円
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	60,000円	(ウ) 工場等(基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下同じ。)の用途に供する部分の床面

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	トルを超え500平方メートル以内のもの		積の合計
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円	300平方メートル以内のもの 17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 86,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 131,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 162,000円
(45) 既存の1の建築物について2	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 202,000円
			50,000平方メートルを超えるもの 280,000円
			(エ) (ア)から(ウ)まで以外の部分の床面積の合計
			300平方メートル以内のもの 44,000円
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 57,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	121,000円	
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	158,000円	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	190,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	223,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円	50,000平方メートルを超えるもの	289,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円	(6) 建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定による建築設備に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第20項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する検査	31,000円	
			(7) 建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1項の規定による工作物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する	38,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円	建基法第18条第20項の規定による工作物に関する完了の通知に対する検査		
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円	(8) 建基法第7条	ア イに掲げる場合以外の場合	
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円	第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了の通知に対する検査(建基法第7条の3第5項又は建基法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
(46) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料(第44号に規定するものを除く。)	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	65,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	118,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	210,000円		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	169,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル	263,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案			
	以内のもの			トルを超え5,000平方メートル		
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円		以内のもの		
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	374,000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	468,000円	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	883,000円	
(47) 既存の1の建築物について2	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円		イ 省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了検査を要する場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の(ア)から(エ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(エ)までに定める額((ア)から(エ)までの複数の区分に該当する部分がある場合はそれぞれの区分に応じた額を合算した額)を加算した額		
以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円				
申請手数料(第45	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円				
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	60,000円			(ア) 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	60,000円			200平方メートル以内のもの	8,400円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
号に規定するものを除く。)	トルを超え500平方メートル以内のもの		200平方メートルを超えるもの 9,200円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円	(イ) 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	210,000円	300平方メートル以内のもの 17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	370,000円	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 29,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 53,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 79,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 142,000円
	(48) 建築物の用途を変更して一	使用期間が3月以内である場合 60,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 242,000円
		使用期間が3月を超える場合 120,000円	50,000平方メートルを超えるもの 426,000円
		(ウ) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計	
		300平方メートル以内のもの 17,000円	
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円	
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円	
		0平方メートル以内のもの	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
時的に興行場等として使用する 場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	使用期間が1年を超える場合 にあつては、次に掲げる場合を除く。)	160,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円	
	使用期間が1年を超える場合 (国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)				
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	131,000円	
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	162,000円	
			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	202,000円	
			50,000平方メートルを超えるもの	280,000円	
			(エ) (ア)から(ウ)まで以外の部分の床面積の合計		
			300平方メートル以内のもの	44,000円	
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円	
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円	
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	121,000円	
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	158,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	190,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	223,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	289,000円
	(9) 建基法第7条の3第1項の規定	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円
	による建築物に関する中間検査の申請に対する	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	35,000円
	検査又は建基法第18条第28項の規定による建築物に関する特定	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	39,000円
	工程に係る工事の終了の通知に	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	56,000円
	対する検査	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	104,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	165,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	268,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	433,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	757,000円
	(10) 建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は建基法第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定の申請に対する	120,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	審査		
	(11) 建基法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	27,000円	
	(12) 建基法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	33,000円	
	(13) 建基法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	33,000円	
	(14) 建基法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	27,000円	
	(15) 建基法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	160,000円	
	(16) 建基法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	160,000円	
	(17) 建基法第48条第1項から第14項まで(これらの規定を建基法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用す	建基法第48条第16項第1号に該当する場合	120,000円
		建基法第48条第16項第2号に該当する場合	160,000円
		その他の場合	180,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	<p>る場合を含む。) の規定のただし 書の規定による 建築等の許可の 申請に対する審 査</p>		
		<p>(18) 建基法第51条ただし書(建基法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査</p>	<p>160,000円</p>
		<p>(19) 建基法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>27,000円</p>
		<p>(20) 建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>160,000円</p>
		<p>(21) 建基法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>33,000円</p>
		<p>(22) 建基法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可</p>	<p>33,000円</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
	の申請に対する審査	
	(23) 建基法第53条の2第1項第3号又は第4号(建基法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	160,000円
	(24) 建基法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
	(25) 建基法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
	(26) 建基法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
	(27) 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44により読み替えて適用する建基法第55条第4項第2号の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
	(28) 建基法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
	(29) 建基法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
	(30) 建基法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
	(31) 建基法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
	(32) 建基法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
	(33) 建基法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
	(34) 建基法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
	(35) 建基法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
	(36) 建基法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る	160,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
	許可の申請に対する審査	
	(37) 建基法第68条の3第7項(建基法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の用途地域に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
	(38) 建基法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
	(39) 建基法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
	(40) 建基法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
	(41) 建基法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
	(42) 建基法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
	(43) 建基法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	査		
	(44) 建基法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設期間が3月以内である場合	60,000円
		仮設期間が3月を超える場合	120,000円
	(45) 建基法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		160,000円
	(46) 建基法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合	78,000円
		建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
	(47) 建基法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に	建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合	78,000円
		建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	対する審査		00円を乗じて得た額を加算した額
	(48) 建基法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合 建築物の数が3以上である場合	220,000円 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
	(49) 建基法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	220,000円 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
	(50) 建基法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新	建築物(建基法第86条の2第1項に規定する新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合	78,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	<p>築又は一敷地内 認定建築物の増 築等の認定の申 請に対する審査</p>	<p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>78,000円に1を超え る建築物の数に28,0 00円を乗じて得た額 を加算した額</p>
	<p>(51) 建基法第86 条の2第2項の規 定による一敷地 内認定建築物以 外の建築物の新 築又は一敷地内</p>	<p>建築物(建基法第86条の2第1項 に規定する新築又は増築等に 係る建築物に限る。以下この号 において同じ。)の数が1である 場合</p>	<p>220,000円</p>
	<p>認定建築物の増 築等の許可の申 請に対する審査</p>	<p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>220,000円に1を超え る建築物の数に28,0 00円を乗じて得た額 を加算した額</p>
	<p>(52) 建基法第86 条の2第3項の規 定による一敷地 内許可建築物以 外の建築物の新 築又は一敷地内</p>	<p>建築物(建基法第86条の2第3項 に規定する新築又は増築等に 係る建築物に限る。以下この号 において同じ。)の数が1である 場合</p>	<p>220,000円</p>
	<p>許可建築物の増 築等の許可の申</p>	<p>建築物の数が2以上である場合</p>	<p>220,000円に1を超え る建築物の数に28,0 00円を乗じて得た額</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	請に対する審査	を加算した額	
	(53) 建基法第86条の5第1項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	
	(54) 建基法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円	
	(55) 建基法第86条の8第1項の規	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円
	定による工事の全体計画の認定の申請に対する	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円
	審査	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円
	床面積の合計が500平方メートル	166,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		ルを超え1,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	405,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	541,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円
	(56) 建基法第86	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円
	条の8第3項(建基法第87条の2第2項において準用する場合を含む)	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	む。)の規定による工事の全体計画の変更の認定	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円
	の申請に対する審査	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	166,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	405,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	541,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円
	(57) 建基法第87条の2第1項の規定による工事の全体計画の認定の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	166,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	405,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		以内のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	541,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円
	(58) 建基法第87条の3第6項の規定による興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	使用期間が3月以内である場合	60,000円
		使用期間が3月を超える場合	120,000円
	(59) 建基法第87条の3第7項の規定による特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		160,000円
	(60) 建基令第137条の12第6項又は第7項の規定による既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替をする場合の制限の適用除外に係る認定		27,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>2 第1号の2に規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、その部分ごと。以下同じ。)の床面積</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 構造計算適合性判定を含む確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとの床面積(増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)の2分の1</p>	<p>当該増築する部分の床面積)を加えた床面積</p> <p>2 第1号イに規定する床面積は、省エネ法施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準への適合性の審査を必要とする部分の床面積とする。</p> <p>3 第2号に規定する床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 構造計算適合性判定に係る建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 構造計算適合性判定に係る建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、その部分ごと。以下同じ。)の床面積</p> <p>(2) 構造計算適合性判定に係る建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとに、移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る建築物の床面積の2分の1</p> <p>(3) 構造計算適合性判定を含む確認済証の交付を受けた 建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとの床面積(増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、当該増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)の2分の1</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(3) <u>構造計算適合性判定を含まない確認を受けた建築物又は計画通知に係る建築物の計画の変更をして構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 第1号</u>の床面積</p> <p>3 <u>第44号から第47号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号</u>に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)当該建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p>	<p>(4) <u>構造計算適合性判定を含まない確認済証の交付を受けた</u>建築物の計画の変更をして構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 (1)又は(2)の床面積</p> <p>4 <u>第55号から第57号までに規定する床面積の合計は、次</u>に掲げる場合の区分に応じ、<u>それぞれ次に定める面積</u>について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((2)に掲げる場合を除く。)当該建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 <u>第1号の確認の申請又は計画の通知に対する審査において、当該確認の申請又は計画の通知に係る計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、事務の区分に応じ、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円(確認済証の交付を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円)を加えた額とする。</u></p> <p>別表第2(第2条関係)</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
手数料の種類			手数料の額	事務			手数料の額(1件につき)
(1) <u>新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分を含むものに限る。以下同じ。)	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	80,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書(以下この表において「確認書等」という。)が添付されている場合は、19,000円)	(1) <u>長期優良住宅法第5条第1項から第4項まで(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定による <u>長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)</u> の認定	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	80,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この表において「確認書等」という。)が添付されている場合は、19,000円)
	(第3号に規定するものを除く。)	共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外	(略)	の申請に対する審査(第3号に規定するものを除く。)	共同住宅等	(略)	(略)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	の住宅を いう。以下 同じ。)				
(2) 既存住宅の増 築若しくは改築 に係る長期優良 住宅建築等計画 認定申請手数料 又は既存住宅に 係る長期優良住 宅維持保全計画 認定申請手数料	(略)		(2) 長期優良住宅 (略)		
			法第5条第5項(長 期優良住宅法第8 条第2項において 準用する場合を 含む。)の規定によ る長期優良住宅 建築等計画又は 長期優良住宅法 第5条第6項(長期 優良住宅法第8条 第2項において準 用する場合を含 む。)若しくは第7 項(長期優良住宅 法第8条第2項に おいて準用する 場合を含む。)の規		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
(5) <u>長期優良住宅建築等計画</u>	(略)	(5) <u>長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継に係る承認の申請に対する審査</u>	(略)
_____の認定を受けた地位の承継に係る承認申請手数料			
(6) <u>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可申請手数料</u>	(略)	(6) <u>長期優良住宅法第18条第1項の規定による住宅の容積率の特例に関する許可の申請に対する審査</u>	(略)
備考		備考	
<p>第1号及び第2号に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をして建築物を建築する_____場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に_____に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>		<p>1 第1号及び第2号に規定する床面積の合計は、次_____に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合((2)に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 構造計算適合性判定を要する建築物における第3号に規定する手</p>	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
(新設)		<p>数料の額は、第1号及び第2号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。</p> <p>3 第3号の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円(認定(長期優良住宅法第5条第6項及び第7項に規定する認定を除く。))を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円)を加えた額とする。</p>	
別表第3(第2条関係)		別表第3(第2条関係)	
手数料の種類	手数料の額	事務	
(1) 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(第4号に規定するものを除く)	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額	手数料の額(1件につき)	
	200平方メートル未満のもの	(1) 一戸建ての住宅に係る都市低炭素化法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画	省エネ誘導仕様基準(基準省令第10条第2号イ)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下同じ。)に適合させる場合誘導仕様・計算併用法(基準省令第10条第2号
	35,000円(低炭素建築物新築等計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号及び第3号アにおいて「適合	200平方メートル以内のもの	20,000円
		200平方メートルを超えるもの	21,000円
		200平方メートル以内のもの	41,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案													
く。)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>証」という。)が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> </table>		証」という。)が添付されている場合は、5,000円)	200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)	<p>(同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)の認</p> <p>イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準により算出する方法をいう。以下同じ。)により評価する場合</p>	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートルを超えるもの</td> <td>42,000円</td> </tr> </table>	200平方メートルを超えるもの	42,000円						
	証」という。)が添付されている場合は、5,000円)														
200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)														
200平方メートルを超えるもの	42,000円														
(2) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(第4号に規定するものを除く。))	<p>当該建築物に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)	<p>くは都市低炭素化法第55条第1項の規定による低炭素認定の申請(第4号に規定するものを除く。)又は都市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に関する申請若しくは評価する場合</p> <p>適合証(都市低炭素化法第54条第1項第1号の基準に適合することを登録住宅性能評価機関又は省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性評価機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が証する書類をいう。次号及び第3号アにおいて同じ。)が添付されている場合</p> <p>その他の場合</p>	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートル以内のもの</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超えるもの</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超えるもの</td> <td>56,000円</td> </tr> </table>	200平方メートル以内のもの	5,300円	200平方メートルを超えるもの	55,000円	200平方メートルを超えるもの	56,000円
300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)														
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)														
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)														
200平方メートル以内のもの	5,300円														
200平方メートルを超えるもの	55,000円														
200平方メートルを超えるもの	56,000円														

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案			
	もの		する書面の交付の申請に対する審査		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)	(2) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合に限る。)に係る都市低炭素化法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請若しくは都市低炭素化法第55条第1項の規定による低	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合(共用部分の評価を行わない場合に限る。)	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)		300平方メートル以内のもの	37,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	987,000円(適合証が添付されている場合は、187,000円)		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
	50,000平方メートル以上のもの	1,818,000円(適合証が添付されている場合は、284,000円)		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円
(3) 一戸建て	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円
				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案				
<p>の住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を除く。)のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)</p>	<p>の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計</p>		<p>炭素計画の変更の認定の申請(第4号に規定するものを除く。)又は都市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>			
	300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)			50,000平方メートルを超えるもの	948,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)			全ての住戸を誘導仕様・計算併用法により評価を行わない場合に限る。) 300平方メートル以内のもの	101,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
	10,000平方メートル以上15,000平方メートル未満のもの				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円
	15,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のもの				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	557,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
のもの			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	987,000円(適合証が添付されている場合は、187,000円)		50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,818,000円(適合証が添付されている場合は、284,000円)	適合証が添付されている場合	300平方メートル以内のもの	11,000円
イ ア以外の部分の床面積の合計			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円
300平方メートル未満のもの	233,000円(低炭素建築物新築等計画の認定の基準に適合する旨を建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	51,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
	(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が証する書類(以下この号において「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 92,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円(適合証が添付されている場合は、17,000円)			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 137,000円	
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 208,000円	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	537,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)		その他の場合	300平方メートル以内のもの 317,000円	
5,000平方メートル以上	661,000円(適合証が添付されている場合は、)			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 290,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	一トール以上10,000平方メートル未満のもの 場合は、130,000円		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 541,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 781,000円(適合証が添付されている場合は、164,000円)		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 768,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 891,000円(適合証が添付されている場合は、205,000円)		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 1,245,000円
	50,000平方メートル以上のもの 1,111,000円(適合証が添付されている場合は、287,000円)		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1,921,000円
			50,000平方メートルを超えるもの 2,937,000円
(4) 建築基準関係規定適合審査を受ける	前3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算	(3) 一戸建ての住宅以外の	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案				
<p>よう併せて申し出る場合に 係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>した額</p>	建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を除く。)のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分に係る都市低炭素化法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請若しくは都市低炭素化法第55条第1項の規定による	合算した額			
		ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計				
		全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合(共用部分の評価を行わない場合に限る。)	300平方メートル以内のもの	37,000円		
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			65,000円	
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの				118,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの				178,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの				316,000円
		25,000平方メートル以内のもの				538,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
	<u>低炭素計画の 変更の認定の 申請(第4号に 規定するもの を除く。)又は 都市低炭素化</u>		<u>一トルを超え5 0,000平方メー トル以内のもの</u>	
			<u>50,000平方メ ートルを超える もの</u>	<u>948,000円</u>
	<u>法施行規則第 46条の2の規 定による軽微 な変更該当 していること を証する書面 の交付の申請 に対する審査</u>	<u>全ての住戸を誘導仕 様・計算併用法により評 価する場合(共用部分の 評価を行わない場合に 限る。)</u>	<u>300平方メート ル以内のもの</u>	<u>101,000円</u>
			<u>300平方メート ルを超え2,000 平方メートル以 内のもの</u>	<u>208,000円</u>
			<u>2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの</u>	<u>391,000円</u>
			<u>5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メート ル以内のもの</u>	<u>557,000円</u>
			<u>10,000平方メ</u>	<u>898,000円</u>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案				
			一トルを超え2 5,000平方メー トル以内のもの		
			25,000平方メ 一トルを超え5 0,000平方メー トル以内のもの	1,382,000円	
			50,000平方メ 一トルを超える もの	2,110,000円	
			適合証が添付されてい る場合	300平方メート ル以内のもの	11,000円
			300平方メート ルを超え2,000 平方メートル以 内のもの		23,000円
			2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの		51,000円
			5,000平方メー		92,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
			トルを超え10,000平方メートル以内のもの	
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	137,000円
			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	208,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
			その他の場合 300平方メートル以内のもの	139,000円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
			2,000平方メー	541,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案																
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1635 347 1832 491">トルを超え5,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 347 2009 491"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 491 1832 676">5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 491 2009 676">768,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 676 1832 861">10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 676 2009 861">1,245,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 861 1832 1046">25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 861 2009 1046">1,921,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1046 1832 1197">50,000平方メートルを超えるもの</td> <td data-bbox="1832 1046 2009 1197">2,937,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1635 1197 2009 1257">イ ア以外の部分の床面積の合計</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 1257 1832 1342">誘導モデル建物法(基準300平方メートル以内のもの)</td> <td data-bbox="1832 1257 2009 1342">134,000円</td> </tr> </table>	トルを超え5,000平方メートル以内のもの		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円	50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円	イ ア以外の部分の床面積の合計		誘導モデル建物法(基準300平方メートル以内のもの)	134,000円
トルを超え5,000平方メートル以内のもの																	
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円																
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円																
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円																
50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円																
イ ア以外の部分の床面積の合計																	
誘導モデル建物法(基準300平方メートル以内のもの)	134,000円																

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案														
		及びロ(2)(工場等にあつては、同号ロ(2))の規定により評価する方法をいう。以下同じ。)により評価する場合	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1637 355 1827 536">300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 355 2004 536">155,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 539 1827 719">1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 539 2004 719">190,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 722 1827 903">2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 722 2004 903">333,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 906 1827 1086">5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 906 2004 1086">420,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 1090 1827 1286">10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 1090 2004 1286">532,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 1289 1827 1342">25,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1832 1289 2004 1342">600,000 円</td> </tr> </table>	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000 円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000 円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000 円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000 円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000 円	25,000平方メートル以内のもの	600,000 円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000 円														
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000 円														
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000 円														
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000 円														
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000 円														
25,000平方メートル以内のもの	600,000 円														

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
			<p>一トルを超え5 0,000平方メー トル以内のもの</p> <p>50,000平方メ 一トルを超える もの</p> <p>733,000 円</p> <p>適合証(都市低炭素化法 第 54 条第 1 項第 1 号の 基準に適合することを 登録建築物エネルギー 消費性能判定機関が証 する書類をいう。)が添 付されている場合</p> <p>300平方メート ル以内のもの</p> <p>300平方メート ルを超え1,000 平方メートル以 内のもの</p> <p>11,000 円</p> <p>19,000 円</p> <p>31,000 円</p> <p>2,000平方メー トルを超え2,00 0平方メートル 以内のもの</p> <p>92,000 円</p> <p>5,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの</p> <p>145,000 円</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案				
			トルを超え10,000平方メートル以内のもの	183,000円	
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	229,000円	
			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	321,000円	
			その他の場合	300平方メートル以内のもの	359,000円
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	405,000円	
			1,000平方メートル	485,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
			トルを超え2.00 0平方メートル 以内のもの
		2.000平方メー トルを超え5.00 0平方メートル 以内のもの	780.000円
		5.000平方メー トルを超え10.0 00平方メート ル以内のもの	930.000円
		10.000平方メ ートルを超え2 5.000平方メー トル以内のもの	1,183.000円
		25.000平方メ ートルを超え5 0.000平方メー トル以内のもの	1,290.000円
		50.000平方メ ートルを超える	1,497.000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
<p>備考</p> <p>1 第1号から第3号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 特別な調査又は研究の結果に基づき、建築物が当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する性能を有することを</p>	<p>(4) 都市低炭素化法第54条第2項(都市低炭素化法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>もの</p> <p>前3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号アに規定する額を加算した額</p>
	<p>備考</p> <p>1 第1号から第3号までに規定する床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 構造計算適合性判定を要する建築物における第4号に規定する手数料の額は、第1号から第3号までの区分に応じこれらの号に規定</p>	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案										
<p>確かめることができる場合における第3号の規定の適用については、同号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。</p> <p>3 第4号の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円(認定を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円)を加えた額とする。</p>										
<p>別表第4(第2条関係)</p>	<p>別表第4(第2条関係)</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 1077 479 1129">手数料の種類</th> <th data-bbox="479 1077 1106 1129">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 1129 479 1356">(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</td> <td data-bbox="479 1129 1106 1356">建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	手数料の額	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1164 1077 1832 1129">事務</th> <th data-bbox="1832 1077 2002 1129">手数料の額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 1129 1352 1356">(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は</td> <td data-bbox="1352 1129 1832 1356">建築物のアからエまでの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでの表に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計</td> <td data-bbox="1832 1129 2002 1356"></td> </tr> </tbody> </table>	事務		手数料の額(1件につき)	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は	建築物のアからエまでの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでの表に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	
手数料の種類	手数料の額										
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 工場等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。)										
事務		手数料の額(1件につき)									
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は	建築物のアからエまでの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでの表に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計										

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案											
<p>以下「基準省令」という。)第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この号から第3号までにおいて同じ。)の用途に供する部分の床面積の合計</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>24,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上</td> <td>104,000円(当該建築物が</td> </tr> </table>		300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)	2,000平方メートル以上	104,000円(当該建築物が	省エネ法施行規則第13条の規定による軽微な変更	省エネ仕様基準(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)の基準をいう。以下同じ。)に適合させる場合	200平方メートル以内のもの	20,000円
		300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)										
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)										
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)										
		2,000平方メートル以上	104,000円(当該建築物が										
当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	省エネ仕様基準(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準により算出する方法をいう。以下同じ。)により評価する場合	200平方メートル以内のもの	21,000円										
	仕様・計算併用法(基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準により評価する方法をいう。以下同じ。)により評価する場合	200平方メートルを超るもの	41,000円										
	他の建築物(省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(省エネ法第29条第1項の建築	200平方メートルを超るもの	42,000円										
		他の建築物(省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(省エネ法第29条第1項の建築	5,300円										

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
上5,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、82,000円)	物エネルギー消費性能向上計画をいう。(以下同じ。)に係る同条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)である場合	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)	その他の場合	200平方メートル以内のもの 55,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)		200平方メートルを超えるもの 56,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)	イ 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	
50,000平方メートル以上のもの	324,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)	全ての住戸を省エネ仕様基準に適合させる場合(共用部分に係る審査を要しない場合に限る。)	300平方メートル以内のもの 37,000円
イ ア以外の部分の床面積の合計			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 65,000円
300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 118,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 178,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案			
(2) 建築物エネ	満のもの	は、17,000円)	全ての住戸を仕様・計算併用法により評価する場合(共用部分に係る審査を要しない場合に限る。)	00平方メートル以内のもの	316,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)		300平方メートル以内のもの	101,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円
	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円
	建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部				

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
ルギー消費性能適合性判定 (以下「適合性判定」という。)に 係る完了検査申請手数料 又は完了検査通知手数料	分の床面積の合計の区分に応じ当該ア及びイの表に定める額を合算した額に、別表第1第4号に規定する額を加算した額			
	ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計			
	300平方メートル以上	12,000円	0平方メートル以内のもの	
	1,000平方メートル未満のもの		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	557,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	17,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	66,000円	50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	81,000円	他の建築物の場合	
25,000平方メートル	101,000円	300平方メートル以内のもの	11,000円	
		300平方メートルを超え2,000	23,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	以上50,000平方メートル未満のもの		平方メートル以内のもの
	50,000平方メートル以上のもの	140,000円	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
			51,000円
	イ ア以外の部分の床面積の合計		
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	51,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	141,000円	50,000平方メートルを超えるもの
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案																							
	<table border="1"> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>199,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>257,000円</td> </tr> </table>	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円	50,000平方メートル以上のもの	257,000円		<table border="1"> <tr> <td>その他の場合</td> <td>300平方メートル以内のもの</td> <td>139,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</td> <td>541,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td>768,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</td> <td>1,245,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td>1,921,000円</td> </tr> </table>	その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	199,000円																								
50,000平方メートル以上のもの	257,000円																								
その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円																							
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円																							
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円																							
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円																							
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円																							
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円																							
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	<p>建築物の非住宅部分に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額</p> <p>ア 工場等の用途に供する部分の床面積の合計</p> <table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>24,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</td> <td>32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上</td> <td>104,000円(当該建築物が</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)	2,000平方メートル以上	104,000円(当該建築物が																
300平方メートル未満のもの	24,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)																								
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	32,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、17,000円)																								
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)																								
2,000平方メートル以上	104,000円(当該建築物が																								

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
上5,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、82,000円)		以内のもの
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	153,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)		50,000平方メートルを超えるもの
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	189,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)		
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)		
50,000平方メートル以上のもの	324,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)		
イ ア以外の部分の床面積の合計			
300平方メートル未満のもの	231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)		
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)		
		ウ 工場等の用途に供する部分の床面積の合計	
		モデル建物法(基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準により評価する方法をいう。以下同じ。)により評価する場合	
		300平方メートル以内のもの	21,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	43,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	108,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	163,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
(4) 一戸建ての	満のもの	は、17,000円)	00平方メートル以内のもの	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	203,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	252,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)	50,000平方メートルを超えるもの	350,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)	他の建築物の場合	11,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)	300平方メートル以内のもの	19,000円
	50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案				
住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(第6号に規定するものを除く。)	に応じ、同表に定める額					
	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第7号及び第8号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> </table>	200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第7号及び第8号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)	200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)	
200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第7号及び第8号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)					
200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)					
(5) 一戸建ての住宅以外の建築物のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額					
	ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計					
	<table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満</td> <td>71,000円(適合証が添付</td> </tr> </table>	300平方メートル未満	71,000円(適合証が添付			
300平方メートル未満	71,000円(適合証が添付					
		0平方メートル以内のもの				
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円			
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円			
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円			
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	229,000円			
		50,000平方メートルを超えるもの	321,000円			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
しくは非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	のもの	されている場合は、10,000円)	その他の場合	300平方メートル以内のもの	26,000円
	300平方メートル以上	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,000円
	2,000平方メートル未満のもの	0円)		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	49,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付されている場合は、46,000円)		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	116,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	287,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	172,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	556,000円(適合証が添付されている場合は、123,000円)		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	212,000円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	987,000円(適合証が添付されている場合は、187,000円)			
	50,000平方メートル以上のもの	1,818,000円(適合証が添付されている場合は、284,000円)			
	イ ア以外の部分の床面積の合計				

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
	300平方メートル未満のもの	233,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類(以下この号及び第8号イにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)		
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	291,000円(適合証が添付されている場合は、17,000円)		
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	376,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	537,000円(適合証が添付されている場合は、82,000円)		
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	661,000円(適合証が添付されている場合は、130,000円)		
			以内のもの	
			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	263,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	363,000円
			エ アからウまで以外の部分の床面積の合計	
			モデル建物法により評価する場合	
			300平方メートル以内のもの	134,000円
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案																	
	<table border="1"> <tr> <td>ル未満のもの</td> <td>000円)</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td> <td>781,000円(適合証が添付されている場合は、164,000円)</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td> <td>891,000円(適合証が添付されている場合は、205,000円)</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td> <td>1,111,000円(適合証が添付されている場合は、287,000円)</td> </tr> </table>	ル未満のもの	000円)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円(適合証が添付されている場合は、164,000円)	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円(適合証が添付されている場合は、205,000円)	50,000平方メートル以上のもの	1,111,000円(適合証が添付されている場合は、287,000円)										
ル未満のもの	000円)																		
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	781,000円(適合証が添付されている場合は、164,000円)																		
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円(適合証が添付されている場合は、205,000円)																		
50,000平方メートル以上のもの	1,111,000円(適合証が添付されている場合は、287,000円)																		
(6) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る場合に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前2号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算した額		<table border="1"> <tr> <td>0平方メートル以内のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</td> <td>532,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>50,000平方メートルを超えるもの</td> <td>733,000円</td> </tr> <tr> <td>他の建築物の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え1,000</td> <td>19,000円</td> </tr> </table>	0平方メートル以内のもの		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円	50,000平方メートルを超えるもの	733,000円	他の建築物の場合		300平方メートル以内のもの	11,000円	300平方メートルを超え1,000	19,000円
0平方メートル以内のもの																			
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000円																		
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000円																		
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円																		
50,000平方メートルを超えるもの	733,000円																		
他の建築物の場合																			
300平方メートル以内のもの	11,000円																		
300平方メートルを超え1,000	19,000円																		
(7) 一戸建ての	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分																		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案							
住宅に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	に応じ、同表に定める額								
	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>35,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上のもの</td> <td>39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> </table>	200平方メートル未満のもの	35,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)	200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)				
200平方メートル未満のもの	35,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)								
200平方メートル以上のもの	39,000円(適合証が添付されている場合は、5,000円)								
(8) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計								
	<table border="1"> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td> <td>71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以上</td> <td>118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートル未満のもの</td> <td>201,000円(適合証が添付</td> </tr> </table>	300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)	300平方メートル以上	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)	2,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付		
300平方メートル未満のもの	71,000円(適合証が添付されている場合は、10,000円)								
300平方メートル以上	118,000円(適合証が添付されている場合は、21,000円)								
2,000平方メートル未満のもの	201,000円(適合証が添付								
		平方メートル以内のもの							
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	31,000円						
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	92,000円						
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	145,000円						
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	183,000円						
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル	229,000円						

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案			
	満のもの 0円)			00平方メートル 以内のもの	
	1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの 0円)	376,000円(適合証が添付 されている場合は、28,000		10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの	1,183,000円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの 0円)	537,000円(適合証が添付 されている場合は、82,000		25,000平方メー トルを超え50,0 00平方メートル 以内のもの	1,290,000円
	5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの 0円)	661,000円(適合証が添付 されている場合は、130, 000円)		50,000平方メー トルを超えるも の	1,497,000円
	10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの 0円)	781,000円(適合証が添付 されている場合は、164, 000円)			
	25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの 0円)	891,000円(適合証が添付 されている場合は、205, 000円)	(2) 省エネ法 第29条第1項 又は第31条第 1項の規定に よる建築物エ ネルギー消費 性能向上計画 (一戸建ての	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に 応じ、同表に定める額	
	50,000平方メートル 以上のもの 7,000円)	1,111,000円(適合証が添 付されている場合は、28 7,000円)		省エネ誘導仕様基準に 適合させる場合	200平方メート ル以内のもの 20,000円
				200平方メート ルを超えるもの	21,000円
				誘導仕様・計算併用法 により評価する場合	200平方メート ル以内のもの 41,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
	住宅に係るものに限る。)の		200平方メートルを超えるもの	42,000円
	認定の申請に対する審査(第4号に規定するものを除く。)	適合証(省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。次号アにおいて同じ。)が添付されている場合	5,300円	
		その他の場合	200平方メートル以内のもの	55,000円
			200平方メートルを超えるもの	56,000円
	(3) 省エネ法第29条第1項又は第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(一戸建ての住宅以外の建築物に係るもの	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額		
	ア	住宅部分の床面積の合計		
	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合(共用部分に係る審査を要しない場合に限る。)		300平方メートル以内のもの	37,000円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	のに限る。)の 認定の申請に 対する審査 (次号に規定 するものを除 く。)		2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの 118,000円
			5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの 178,000円
			10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの 316,000円
			25,000平方メー トルを超え50,0 00平方メートル 以内のもの 538,000円
			50,000平方メー トルを超えるも の 948,000円
		全ての住戸を誘導仕様 ・計算併用法により評価	300平方メート ル以内のもの 101,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案														
		する場合(共用部分に係 る審査を要しない場合 に限る。)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1637 347 1839 536">300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 内のもの</td> <td data-bbox="1839 347 2011 536">208,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 536 1839 724">2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 536 2011 724">391,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 724 1839 912">5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 724 2011 912">557,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 912 1839 1101">10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 912 2011 1101">898,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 1101 1839 1289">25,000平方メー トルを超え50,0 00平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 1101 2011 1289">1,382,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 1289 1839 1340">50,000平方メー</td> <td data-bbox="1839 1289 2011 1340">2,110,000円</td> </tr> </table>	300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 内のもの	208,000円	2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの	391,000円	5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの	557,000円	10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの	898,000円	25,000平方メー トルを超え50,0 00平方メートル 以内のもの	1,382,000円	50,000平方メー	2,110,000円
300平方メー トルを超え2,000 平方メートル以 内のもの	208,000円														
2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの	391,000円														
5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの	557,000円														
10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの	898,000円														
25,000平方メー トルを超え50,0 00平方メートル 以内のもの	1,382,000円														
50,000平方メー	2,110,000円														

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
			トルを超えるもの の 300平方メートル以内のもの 11,000円
		適合証が添付されている場合	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 23,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 51,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 92,000円
			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 137,000円
			25,000平方メートル以内のもの 208,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
			トルを超え50,000平方メートル以内のもの	
	その他の場合		50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
			300平方メートル以内のもの	139,000円
			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	768,000円
			10,000平方メートル	1,245,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
		トルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,921,000円	
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	2,937,000円	
		50,000平方メートルを超えるもの		
	イ ア以外の部分の床面積の合計			
	誘導モデル建物法により評価する場合	300平方メートル以内のもの	134,000円	
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	155,000円	
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案														
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1637 347 1839 536">2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1839 347 2013 536">333,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 536 1839 724">5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1839 536 2013 724">420,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 724 1839 912">10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1839 724 2013 912">532,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 912 1839 1101">25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1839 912 2013 1101">600,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 1101 1839 1241">50,000平方メートルを超えるもの</td> <td data-bbox="1839 1101 2013 1241">733,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1637 1241 1839 1348">適合証(省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準)</td> <td data-bbox="1839 1241 2013 1348">11,000円</td> </tr> </table>	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000円	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000円	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円	50,000平方メートルを超えるもの	733,000円	適合証(省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準)	11,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	333,000円														
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	420,000円														
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	532,000円														
25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	600,000円														
50,000平方メートルを超えるもの	733,000円														
適合証(省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準)	11,000円														

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案														
		<p>に適合することを登録 建築物エネルギー消費 性能判定機関が証する 書類をいう。)が添付さ れている場合</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1630 347 1839 536">300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内のもの</td> <td data-bbox="1839 347 2011 536">19,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 536 1839 724">1,000平方メー トルを超え2,00 0平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 536 2011 724">31,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 724 1839 912">2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 724 2011 912">92,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 912 1839 1101">5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 912 2011 1101">145,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 1101 1839 1289">10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの</td> <td data-bbox="1839 1101 2011 1289">183,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1630 1289 1839 1340">25,000平方メー</td> <td data-bbox="1839 1289 2011 1340">229,000円</td> </tr> </table>	300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内のもの	19,000円	1,000平方メー トルを超え2,00 0平方メートル 以内のもの	31,000円	2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの	92,000円	5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの	145,000円	10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの	183,000円	25,000平方メー	229,000円
300平方メー トルを超え1,000 平方メートル以 内のもの	19,000円														
1,000平方メー トルを超え2,00 0平方メートル 以内のもの	31,000円														
2,000平方メー トルを超え5,00 0平方メートル 以内のもの	92,000円														
5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内のもの	145,000円														
10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内のもの	183,000円														
25,000平方メー	229,000円														

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
			トルを超え50,000平方メートル以内のもの	
			50,000平方メートルを超えるもの	321,000円
		その他の場合	300平方メートル以内のもの	359,000円
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	405,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	485,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	780,000円
			5,000平方メートル以内のもの	930,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案			
			<u>トルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	
	<u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,183,000円</u>		
	<u>25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,290,000円</u>		
	<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1,497,000円</u>		
	<u>(4) 省エネ法第30条第2項の規定による申出を行う場合に係る建築物エネルギー消費性能向上</u>	<u>前2号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号アに規定する額を加算した額</u>		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>備考</p> <p>1 第1号から第5号まで並びに第7号及び第8号に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 適合性判定及びその完了検査 _____ を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該適合性判定に _____ 係る建築物の床面積 _____</p> <p>(2) 適合性判定を受けた _____ 建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して適合性判定を受ける _____ 場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分 _____ の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分)に _____ あつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により軽微な変更に応していることを証する書面</p>	<table border="1" data-bbox="1160 352 2002 491"> <tr> <td data-bbox="1160 352 1352 491">計画の認定の申請に対する審査</td> <td data-bbox="1352 352 2002 491"></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 第1号から第3号まで _____ に規定する床面積の合計は、次 _____ に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合((2)に掲げる場合を除く。) 当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の床面積</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。))にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(3) 省エネ法施行規則第13条 _____ の規定により軽微な変更に応していることを証する書面</p>	計画の認定の申請に対する審査	
計画の認定の申請に対する審査			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>の交付を求める場合 当該変更に係る部分 _____の建築物の床面積の2 分の1(床面積の増加する部分) _____あつては、当該増加する部分の 床面積)</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合 当該建築物 _____の新築等に係る部分(共用部分(建物の区分所有等に 関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部 分をいう。以下同じ。)に係る審査を要しない場合は、当該共用 部分を除く。)の床面積</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申 請する場合 当該建築物(共用部分に係る審査を要しない場合 は、当該共用部分を除く。)の床面積</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することによ り適合性判定を受ける場合における第1号及び第3号の規定の適用 については、これらの号中「24,000円」とあるのは「20,000円」 と、「32,000円」とあるのは「27,000円」と、「44,000円」とあ るのは「39,000円」と、「104,000円」とあるのは「97,000円」と、</p>	<p>の交付を求める場合 当該変更に係る部分(共用部分に係る審査 を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の建築物の床面積の2 分の1(床面積の増加する部分(共用部分に係る審査を要しない場 合は、当該共用部分を除く。))にあつては、当該増加する部分の 床面積)</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合 省エネ法第29条第1項のエネルギー消費性能の一層の向上のた めの建築物の新築等に係る部分(共用部分 _____ _____に係る審査を要しない場合は、当該共用 部分を除く。)の床面積</p> <p>(5) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る。)</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>「153,000円」とあるのは「146,000円」と、「189,000円」とあるのは「181,000円」と、「234,000円」とあるのは「224,000円」と、「324,000円」とあるのは「312,000円」と、「231,000円」とあるのは「89,000円」と、「290,000円」とあるのは「113,000円」と、「374,000円」とあるのは「148,000円」と、「533,000円」とあるのは「240,000円」と、「657,000円」とあるのは「313,000円」と、「776,000円」とあるのは「376,000円」と、「885,000円」とあるのは「442,000円」と、「1,104,000円」とあるのは「572,000円」とする。</u></p> <p>4 <u>基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合することにより建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合又は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第5号及び第8号の規定の適用については、これらの号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</u></p> <p>5 <u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び</u></p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>同号ロ(3)に規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第7号及び第8号の規定の適用については、第7号中「35,000円」とあるのは「18,000円」と、「39,000円」とあるのは「20,000円」と、第8号ア中「71,000円」とあるのは「34,000円」と、「118,000円」とあるのは「59,000円」と、「201,000円」とあるのは「106,000円」と、「287,000円」とあるのは「160,000円」と、「556,000円」とあるのは「283,000円」と、「987,000円」とあるのは「482,000円」と、「1,818,000円」とあるのは「849,000円」とする。</u></p> <p>6 <u>次の各号に掲げる</u> <u>認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類</u> <u>(当該建築物が</u> <u>当該認定に係る基準に適合することを確認することができるものに限る。)</u> <u>が提出されたときは、第4号及び第5号並びに第7号及び第8号に規定する適合証が添付されたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定</u> <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能に係る認定</u> <u>次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し</u></p>	<p>3 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請があつた場合において、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し(当該申請に係る建築物が当該認定に係る基準に適合することを確認することができるものに限る。)</u> <u>が提出されたときは、第2号及び第3号ア</u> <u>に規定する適合証が添付されたものとみなす。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し</u></p> <p>ウ <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規定する認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 <u>構造計算適合性判定を要する建築物における第4号に規定する手数料の額は、第2号及び第3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。</u></p> <p>5 <u>第4号の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円(認定を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円)を加えた額とする。</u></p>

宇治市公共下水道条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道を使用し、次の各号に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排出される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。)を継続して排出する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 <u>それぞれ</u>当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第11条～第27条 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 公共下水道を使用し、次の各号に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排出される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。)を継続して排出する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質 _____ 当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第11条～第27条 (略)</p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第49条 (略)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、本市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17条～第49条 (略)</p>

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第5条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の数</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>は、原則として次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第5条 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。次項において同じ。)は、原則として次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該センターに置くべき職員は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、同表の右欄に定める人員配置基準によることができる。</p> <table border="1" data-bbox="280 1074 1113 1361"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th>人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td> <td>前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td>前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該センターに置くべき職員は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、同表の右欄に定める人員配置基準によることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1074 2009 1361"> <thead> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th>人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td> <td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td>第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準												
おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人												
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)												
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準												
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人												
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)												

宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例新旧対照表

現行		改正案	
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人

宇治市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 宇治市介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、 <u>100人</u>とする。</p> <p>第3条～第18条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 宇治市介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、 <u>140人以内</u>とする。</p> <p>第3条～第18条 (略)</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.94</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>31,300円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>20,500円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>10,250円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>15,375円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の10.18</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>37,400円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>23,500円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) <u>11,750円</u></p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) <u>17,625円</u></p> <p>2 (略)</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第16条の2～第16条の4 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第16条の5の4 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>10,500円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,400円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>5,100円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の5の6～第16条の5の8 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>240,</u></p>	<p>第16条の2～第16条の4 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第13条第1項の基礎賦課額は、<u>660,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の5の2～第16条の5の4 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>11,100円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,900円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,450円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>5,175円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第16条の5の6～第16条の5の8 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の9 第16条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>260,</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の6～第16条の8（略） （介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.93</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>12,200円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>6,000円</u></p> <p>2（略）</p> <p>第16条の10～第22条（略） （低所得者の保険料の減額）</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1</p>	<p><u>000円</u>を超えることができない。</p> <p>第16条の6～第16条の8（略） （介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.74</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>11,600円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>5,700円</u></p> <p>2（略）</p> <p>第16条の10～第22条（略） （低所得者の保険料の減額）</p> <p>第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第3</p>	<p>項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第3</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>14条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>21,910円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p>	<p>14条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない当該世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>26,180円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>14,350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,175円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,762円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>295,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>15,650円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>10,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,125円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,687円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>	<p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>16,450円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,225円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>12,337円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>305,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>18,700円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>11,750円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,875円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,812円</u></p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>545,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>6,260円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>4,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,075円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項」と、「<u>21,910円</u>」とあるのは「<u>7,350円</u>」と、「<u>14,350円</u>」とあるのは「<u>4,760円</u>」と、「<u>7,175円</u>」とあるのは「<u>2,380円</u>」と、「<u>10,762円</u>」とあるのは「<u>3,570円</u>」と、「<u>15,650円</u>」とあるのは「<u>5,250円</u>」と、「<u>10,250円</u>」とあるのは「<u>3,400円</u>」と、「<u>5,125円</u>」とあるのは「<u>1,700円</u>」と、「<u>7,687円</u>」とあるのは「<u>2,550円</u>」と、「<u>6,260円</u>」とあるのは「<u>2,100円</u>」と、「<u>4,100円</u>」とあるのは「<u>1,360円</u>」と、「<u>2,050</u></p>	<p>合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>560,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>7,480円</u></p> <p>イ 世帯別平等割 1世帯につき(ア)から(ウ)までに掲げる世帯の区分に応じ、(ア)から(ウ)までに定める額</p> <p>(ア) (イ)又は(ウ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>4,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,525円</u></p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項」と、「<u>26,180円</u>」とあるのは「<u>7,770円</u>」と、「<u>16,450円</u>」とあるのは「<u>4,830円</u>」と、「<u>8,225円</u>」とあるのは「<u>2,415円</u>」と、「<u>12,337円</u>」とあるのは「<u>3,622円</u>」と、「<u>18,700円</u>」とあるのは「<u>5,550円</u>」と、「<u>11,750円</u>」とあるのは「<u>3,450円</u>」と、「<u>5,875円</u>」とあるのは「<u>1,725円</u>」と、「<u>8,812円</u>」とあるのは「<u>2,587円</u>」と、「<u>7,480円</u>」とあるのは「<u>2,220円</u>」と、「<u>4,700円</u>」とあるのは「<u>1,380円</u>」と、「<u>2,350</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>円」とあるのは「<u>680円</u>」と、「<u>3,075円</u>」とあるのは「<u>1,020円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>21,910円</u>」とあるのは「<u>8,540円</u>」と、「<u>14,350円</u>」とあるのは「<u>4,200円</u>」と、「<u>15,650円</u>」とあるのは「<u>6,100円</u>」と、「<u>10,250円</u>」とあるのは「<u>3,000円</u>」と、「<u>6,260円</u>」とあるのは「<u>2,440円</u>」と、「<u>4,100円</u>」とあるのは「<u>1,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2～第32条（略）</p>	<p>円」とあるのは「<u>690円</u>」と、「<u>3,525円</u>」とあるのは「<u>1,035円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第16条の7第1項」と、「<u>26,180円</u>」とあるのは「<u>8,120円</u>」と、「<u>16,450円</u>」とあるのは「<u>3,990円</u>」と、「<u>18,700円</u>」とあるのは「<u>5,800円</u>」と、「<u>11,750円</u>」とあるのは「<u>2,850円</u>」と、「<u>7,480円</u>」とあるのは「<u>2,320円</u>」と、「<u>4,700円</u>」とあるのは「<u>1,140円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第23条の2～第32条（略）</p>

宇治市立学校設置に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表 宇治市立学校		別表 宇治市立学校	
位置	名称	位置	名称
宇治市宇治塔川102番地～宇治市伊勢田町井尻3番地	(略)	宇治市宇治塔川102番地～宇治市伊勢田町井尻3番地	(略)
宇治市伊勢田町遊田69番地	宇治市立西小倉小学校	宇治市伊勢田町遊田7番地の1	宇治市立にしおぐら小学校
宇治市小倉町堀池72番地	宇治市立北小倉小学校		
宇治市小倉町南浦40番地の1	宇治市立南小倉小学校		
宇治市広野町中島1番地の1～宇治市木幡桧尾47番地の1	(略)	宇治市広野町中島1番地の1～宇治市木幡桧尾47番地の1	(略)